

目次

このガイドブックは、発行日時点の主な支援制度を取りまとめたものです。

今後、変更となる場合がありますのでご注意ください。

制度の詳細や活用方法は各担当へお問い合わせください。

〈り災証明判定〉 ○…該当 △…場合によって該当 ×…該当しない

① 住まいに関すること		掲載ページ	り災証明判定			
			全壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	準半壊	一部損壊
1	り災証明の再交付	2				
2	住宅の応急修理(災害救助法)	3	△	○	○	×
3	能登町創生住まい再建支援金(修繕)	4	○	○	×	×
4	能登町住宅復旧支援補助金	5	×	×	○	○
5	能登町創生住まい支援金(建設・購入)	6	○	○	×	×
6	能登町定住住宅助成金	7				
7	いしかわの森で作る住宅推進事業	8	○	○	×	×
8	復興公営住宅	9	○	○	×	×
9	住まい再建・賃貸入居支援事業	10	○	○	△	△
10	住まい再建・公営住宅入居支援事業	11	○	○	△	△
11	住まい再建・転居費用支援事業	12	○	○	△	△
12	住宅の建替え・修理の支援	13				
13	災害復興住宅融資(建設・購入・補修)	14	○	○	△	△
14	高齢者向け災害復興住宅融資(建設・購入・補修)	15	○	○	△	△
15	自宅再建利子助成事業	16	○	○	×	×
16	石川県住宅再建支援事業(二重ローン対策)	17				
17	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	18				
18	住宅ローンの返済(自然災害債務整理ガイドライン)	19				
19	能登町浄化槽等災害復旧事業補助金	20				
20	母子父子寡婦福祉資金	20				
21	被災宅地等復旧支援事業	21				
22	住宅耐震化促進事業	22				
	宅地の復旧、住宅の耐震化・傾斜修復等への支援【解説】	23				
23	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	24	○	○	×	×
24	能登町墓石等復旧支援補助金	25				

② 生活資金に関すること		掲載ページ	り災証明判定			
			全壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	準半壊	一部損壊
1	被災者生活再建支援制度	27	○	○	×	×
2	地域福祉推進支援臨時特例給付金	28	○	○	×	×
3	福祉資金(住宅補償費・災害援護費)	29				
4	災害弔慰金・災害障害見舞金	30				
5	石川県災害義援金(地震)	31				

② 生活資金に関すること		掲載 ページ
6	能登町被災者応援給付金・能登町災害義援金(地震)	32
7	石川県災害義援金(豪雨)・能登町災害義援金(豪雨)	33
8	母子父子寡婦福祉資金	34
9	災害等遺児すこやか資金	35
10	生活保護	35
11	雇用保険の失業等給付	36
12	国の教育ローン	36
13	教育費負担軽減奨学金(家計急変支援)	37
14	石川県育英資金の貸与型奨学金(緊急採用)	37
15	被災生徒通学費給付金	38
16	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等	38

③ 税金・減税・免除等に関すること		掲載 ページ
1	町税の特例措置	40
2	県税の減免措置等	40
3	国税の減免措置等	41
4	児童福祉施設(保育所・認定こども園を除く)に係る入所者負担額の減免	42
5	県立高等学校授業料等減免措置	42
6	石川県育英資金返還猶予	42
7	私立高等学校授業料等減免措置	43
8	大学等授業料等減免措置	43
9	ハロートレーニング(公的職業訓練)	44
10	文化財補助金事業	44

④ 事業者関係		掲載 ページ
	中小企業・小規模事業者の相談窓口	45
1	小規模事業者持続化補助金 <災害支援枠>	46
1-1	石川県小規模事業者事業継続支援補助金	46
1-2	能登町小規模事業者持続化補助金	47
2	石川県中小企業者持続化補助金 <災害支援枠>	47
2-1	能登町中小企業者持続化補助金	48
3	石川県なりわい再建支援補助金	48
3-1	能登町なりわい再建支援補助金	48
4	石川県営業再開支援補助金	49
4-1	能登町営業再開支援補助金	49

④ 事業者関係		掲載ページ
5	石川県起業促進補助金	50
5-1	能登町起業促進補助金	50
6	石川県チャレンジ支援補助金	51
6-1	能登町チャレンジ支援補助金	51

⑤ 各種相談		掲載ページ
	専門家による無料合同相談会のお知らせ	52
1	いしかわ被災者支援センター	53
2	金沢弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル)	53
3	石川県司法書士会による無料電話相談	53
4	人権相談(法務局)	54
5	いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」	54
6	石川県配偶者暴力相談支援センター	55
7	石川県女性相談支援センター	55
8	児童に関する相談	55
9	外国人のための無料相談	56
10	「からだ」と「こころ」の健康相談	57
11	妊娠・出産・子育てに関する相談	57
12	消費生活相談	58
13	被災ペット相談	58
14	いしかわ就職・定住総合サポートセンター (ILAC)	59
15	労働相談	59

その他		掲載ページ
1	ボランティアの依頼	60
2	インターネットによる被災者支援情報の発信	60
	石川県庁における電話相談窓口一覧	61
	住まいの再建支援制度について	62
	住まいの再建シミュレーション	64
	もらえるお金チェックシート	66



住まいに関すること

Housing

① 住まいに関すること

1 り災証明の再交付

税務課
☎ 62-8518

内容

● り災証明書とは

災害により建物に被害が生じた場合、申請に基づき町が被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害について被害の程度を証明するもので、被災者生活再建支援金の申請や保険金等の請求に必要となります。

● 被害認定基準について

災害におけるり災証明書発行のための被害認定調査は、内閣府の被害認定基準運用指針に基づいて被害の程度を判断するもので、認定基準においては、住家(あるいは非住家)のうち、主要な構成要素の経済的被害の占める割合(損害割合)によって6段階に分かれています。

被害の程度	損害割合
全 壊	50% 以上
大規模半壊	40% 以上 50% 未満
中規模半壊	30% 以上 40% 未満
半 壊	20% 以上 30% 未満
準 半 壊	10% 以上 20% 未満
一 部 損 壊	10% 未満

対象

- 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨でのり災証明書が発行済みの方。

交付

● 受付場所：役場税務課

● 本人確認書類


- ・ 1点で本人確認できるもの
マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、パスポート等
- ・ 2点で本人確認できるもの
保険証、預金通帳、学生証、年金手帳等

※現在、新規の受付は終了しています。

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
△	○	○	○	○	×

地震・豪雨

① 住まいに関すること

2 住宅の応急修理(災害救助法) 復興推進課
☎ 62-8529 

内容

- 被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する制度です。
- 応急修理は、住民が業者を選定し、住民からの申し込みに基づき町が業者に依頼し、実施します。
- 修理費用は、限度額までの範囲内で町が業者に直接支払いをします。
- 修理費用を業者に支払済のものは対象になりません。
- 同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合でも、申請は原則一戸あたり1回までとなります。

令和6年能登半島地震

被害の程度	限度額
大規模半壊 中規模半壊・半壊	70万6千円
準半壊	34万3千円

令和6年奥能登豪雨

被害の程度	限度額
大規模半壊 中規模半壊・半壊	71万7千円
準半壊	34万8千円

※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合
※り災証明書が「令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震」の場合は「令和6年能登半島地震」の金額が適用されます。

対象

- 自らの資力では住宅を修理することができず、以下の要件を満たす方
- 災害により住宅が準半壊以上の被害を受けた方で、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住む方(空き家や店舗は対象外です)
- 修理箇所※詳細は要相談
屋根・壁・床・ドアなどの開口部 トイレ・上下水道配管など日常生活に不可欠な部分

申請

- 受付場所：能登町役場2階 復興推進課
- 申請期限：令和8年9月30日 ● 修理完了期限 当面設定しない

● 補助対象の有無の確認のために、原則工事前に申請が必要です。
● 申請前の修理も対象になりますが、「被災箇所が分かる修理前、修理中、修理後の写真」が必要です。費用は町から修理業者に直接支払い、支払済のものは対象になりません。

【この制度で修理できる部分】
● 建物の基本的な部分(屋根、外壁、基礎、サッシなど)
● 日常生活に欠かせない部分(居間や寝室、台所、トイレ、浴室、廊下など)

● リフォーム工事、設備のグレードアップ、外構工事、軽微な修繕工事(クロスの張替えなど)は、原則対象外です。
● 設備のグレードアップ例
給湯器の性能向上・洋式便所を温水洗浄機能付きに変更・タイルの風呂をユニットバスに変更など。

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震・豪雨

① 住まいに関すること

3 能登町創生住まい再建支援金 (修繕)

復興推進課
☎ 62-8529



対象

● 次の①～③すべてに該当する世帯

- ① り災証明書の住家被害が半壊以上の世帯
- ② 町内にある住宅を修繕する世帯
- ③ 300万円以上の総工事費用が発生する世帯

※ 店舗等の用途を兼ねる住宅である場合は、店舗等にかかる部分の費用を除く。

支援金額

● 総工事費用の10%もしくは、総工事費用から300万円を差し引いた額のどちらか低いほうの金額を支給。(上限100万円)

申請からの振込までの流れ

① 住宅修繕工事をすべて完了する

※ 既存支援制度である「住宅の応急修理制度」、「被災者生活再建支援金(加算支援金)」、「地域福祉推進臨時特例給付金(住宅再建給付金)」を受給されていない世帯は、まずその制度から申請する。

- ② 交付申請兼実績報告書、交付請求書を提出する
- ③ 後日、指定の口座に支援金が振り込まれる

必要書類

- ① り災証明書の写し
- ② 契約書の写しまたは見積書、請求書の写し
- ③ 町税に未納がない証明書(高校生以上の全世帯員分)
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 再建先への転居がわかる住民票
- ⑥ 住宅の修繕前・修繕後の写真の写し
- ⑦ 通帳等の写し
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

※ 詳しくは、能登町ホームページ「能登町創生住まい再建支援金(修繕)のご案内」を参照してください。

申請

- 受付場所：能登町役場2階 復興推進課
- 申請期限 令和10年3月31日(金)まで

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
×	×	×	×	○	○

地震・豪雨

① 住まいに関すること

4 能登町住宅復旧支援補助金

復興推進課
☎ 62-8529



内容

- 能登半島地震及び奥能登豪雨により「準半壊」、「一部損壊」の被害を受けた住家について修繕・リフォーム工事を行った場合にその費用の一部を補助します。

対象工事

- 被災した住家の屋根や壁、ドア等の開口部、風呂・トイレなどの衛生設備、上下水道の配管など、日常生活に必要不可欠な部分にかかる50万円以上の修繕・リフォーム工事

※準半壊の方は、災害救助法による住宅の応急修理で補助を受けた工事費を含めることができます。
※外構工事(土間コンクリート除く)、エアコンやテレビなどの家電製品等の修繕・購入などは対象外です。

対象世帯

- 以下の①～③の条件をすべて満たす者
 - ①町内に居住し、住家のり災証明書の被害区分が「準半壊」または「準半壊に至らない(一部損壊)」の世帯
 - ②被災した住家において、上記の対象工事を行い、支払いが済んでいる
 - ③石川県義援金(全住民一律5万円)の給付を受けている
- ※修繕・リフォーム工事を2回以上行われた場合には、その合計額が50万円以上となれば、補助対象となります。

補助額

- 準半壊世帯 : 上限30万円
- 一部損壊世帯: 定額15万円

必要書類

- ①修繕工事の内容を確認できる見積書及び領収書等の写し
- ②施工完了写真

申請

- 受付場所 : 能登町役場2階 復興推進課
- 申請期間 当面の間

注意事項

- 非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。
- 同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合でも、申請は原則一戸あたり1回までとなります。

●補助金額算出の例

	り災区分	工事費 ①	応急修理で補助を受けた工事費 ②	補助対象工事費 ①-②	補助金額
例1	準半壊	50万円	34万3千円	15万7千円	15万7千円
例2		70万円	34万3千円	35万7千円	30万円
例3	一部損壊	50万円	—	50万円	15万円

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震・豪雨

① 住まいに関すること

5 能登町創生住まい支援金 (建設・購入)

復興推進課
☎ 62-8529



対象

● 次の①～②すべてに該当する世帯

- ① 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨が発生した当時、能登町民であり、住宅被害が半壊以上のために新たに住宅等を取得する世帯であること。
- ② 住宅等の取得に要した費用が400万円以上であること。

支援金額

● 対象経費の10%もしくは、対象経費から400万円を差し引いた額のどちらか低いほうの金額を支給。

- 新築住宅の建築・購入…最大300万円
- 中古住宅の購入 ……最大200万円

※同居家族に18歳未満がいる世帯は最大100万円支給

【対象経費】

- 住宅等の建築・購入に要した費用
- 土地の取得に要した費用
- 地盤調査費用及び地盤改良工事費用

※「外構工事」や登記費用などの「手数料等」は対象外。

申請手順

● 受付場所：能登町役場2階 復興推進課

① 事前相談(予めご相談ください。)

※当支援金と「定住住宅助成金」を両方受け取ることはできません。

- ② 必要書類を添えて申請兼実績報告書を提出
- ③ 支援金額の確定
- ④ 支援金の請求

必要書類

- ① り災証明書の写し
- ② 被災家屋等の解体・撤去完了通知書の写し
- ③ 住宅等の工事請負契約書、売買契約書の写し
- ④ 見積書の写し
- ⑤ 平面図と立面図の写し
- ⑥ 住宅等取得にかかる費用の領収書の写し
- ⑦ 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- ⑧ 住宅等の完成写真

⑨ その他町長が必要と認める書類

※以下申請者の同意により省略可
(申請書同意欄)

- 再建した住宅等に転居したことを証する住民票の写し
- 町税に未納がない証明書
(高校生以上の世帯員全員分)

① 住まいに関すること

6 能登町定住住宅助成金

ふるさと振興課
☎ 62-8526



目的

- 能登町での暮らしを受け継ぐために、住宅取得にかかる費用の一部を助成します。

助成金額

- 対象経費の10%
 - 新築住宅…最大300万円
 - 中古住宅…最大200万円（能登町ふるさと空き家情報登録物件に限る）
- ※同居家族に18歳未満がいる世帯は最大100万円支給

対象経費

- 住宅等の建築・購入に要した費用
 - 土地の取得に要した費用、解体費用を含む（公費解体費用は対象外）
 - 地盤調査費用及び地盤改良工事費用
- ※「外構工事」や登記費用などの「手数料等」は対象外。

申請手順

- 受付場所：能登町役場2階 ふるさと振興課
 - ①事前相談(予めご相談ください。)

※当支援金と「創生住まい支援金」を両方受け取ることはできません。

 - ②必要書類を添えて申請兼実績報告書を提出
 - ③支援金額の確定
 - ④支援金の請求

必要書類

- 定住住宅助成金認定申込書(様式第1号)

◎新築

- ①住民票(能登町民は省略)
- ②工事請負契約書(解体や整地などの別途工事依頼も同様)
- ③見積書(同上)
- ④建物平面図及び立面図
- ⑤土地売買契約書

◎中古住宅

- ①住民票(能登町民は省略)
 - ②売買契約書
- ※建物登記後に実績報告と助成金の請求手続きが必要です。

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震・豪雨

① 住まいに関すること

7 いしかわの森で作る住宅推進事業

対象

- 次の①～④の全ての項目に該当する方が対象です。
 - ① 罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けている方
 - ② 「県産材建築ビルダー」が石川県内で建築する住宅の新築・増改築又は購入であること
 - ③ 県産材取扱業者(合法木材供給事業者)発行の「県産材産地及び合法木材証明書」を提出すること
 - ④ 令和6年1月1日以降に本事業の補助を受けていないこと

内容

- 県産材を使用した住宅の新築・増改築又は購入に対し、県産材の使用量に応じて補助

県産材 使用量	3～5㎡	5～7㎡	7～15㎡	15～20㎡	20㎡～	25㎡以上、かつ 県産材使用率90%以上
補助額	10万円	15万円	20万円	30万円	60万円	100万円

お問い合わせ

- 県庁農林水産部森林管理課 ☎ 076-225-1643
- 奥能登農林総合事務所 森林部林業振興課 ☎ 0768-26-2329

住まいに関すること

生活資金に関すること

税金・減税・免除等に関すること

事業者関係

各種相談

その他


り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震のみ

① 住まいに関すること

8 復興公営住宅

復興住宅課
☎ 62-4704



目的

令和6年能登半島地震により住宅を失い、自力で住宅の再建が難しい被災世帯に対して、地方公共団体が国の助成を受け、公営住宅法等に基づき町営住宅を整備します。

入居要件（原則）

- 入居をする場合は、次の①～⑤すべてに該当する世帯
 - ①能登町内で居住していた持家又は賃貸住宅が被災し、その罹災証明が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかであること。
(注)長期避難世帯も対象となります。
 - ②被災した住宅が「解体済み」または「解体予定」の世帯であること。
(注)賃貸住宅の場合、自己都合によらず退去せざるを得なくなり、住宅を失った方。
 - ③住宅再建のための支援金※を受けていないこと。
※住宅再建のための支援金とは、以下に示す制度・支援金を示す。
被災者生活再建支援金の加算支援金、自宅再建利子助成事業給付金、住宅耐震化補助制度 等
 - ④被災した住宅以外で、居住できる住宅を所有していないこと。
 - ⑤入居者及び同居する者が暴力団員でないこと。

全体計画・校區別戸数

令和7年度に実施した意向調査の結果により供給戸数を260戸とし、校區別計画を下表のように設定しました。

令和7年度全体計画

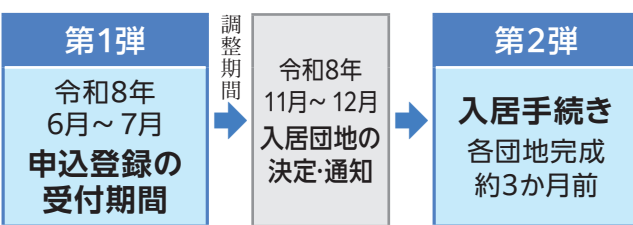
校区名	計画戸数 (R7.12時点)	既存公的 住宅戸数	公的住宅 ストック総数
宇出津 校区	58 戸	90 戸	148 戸
鵜川 校区	32 戸	42 戸	74 戸
柳田 校区	70 戸	50 戸	120 戸
松波 校区	白丸以外	21 戸	81 戸
	白丸	—	20 戸
小木 校区	20 戸	12 戸	32 戸
合 計	260 戸	215 戸	475 戸

注)既存公的住宅戸数は令和7年9月時点(用途廃止予定を除く)

●整備状況や建設位置図は復興住宅課へお問い合わせ、またはホームページをご覧ください。

申込手順

- 入居申込を2段階に分け実施します。
 - ①第一弾:令和8年6月から「申込登録」受付開始
 - ②町からの「入居団地の決定」通知を受け、
第二弾:「入居手続き」を提出し、入居申込完了



- 【注意事項】
- 団地別計画戸数を確定するため、申込登録を行わなかった方は、復興公営住宅へ入居(手続き)できませんので、ご注意ください。
 - 申込登録に必要な書類や受付場所・日程については、今後広報誌等で随時お知らせします。

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関すること

9 民間賃貸住宅入居費用支援事業

復興住宅課
☎ 62-4704



内容

- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を支援します。
- 支援額 一律20万円

対象

- 次のいずれかに該当する方
 - ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊のり災証明書の交付を受けた者
 - ② 長期避難世帯
 - ③ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要な費用に対して、1世帯あたり1回に限り支援します。

注意事項

- 公営住宅入居費用支援事業との併給はできません。

必要書類

- ① 令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請兼実績報告書(賃貸住宅用)
- ② 町長が発行するり災証明書の写し
- ③ 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄が記載のもの)
- ④ 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- ⑤ 受取口座を確認できる書類(写し)
- ⑥ 申請者本人を確認できる書面等

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関すること

10 公営住宅入居費用支援事業

 復興住宅課
 ☎ 62-4704


内容

- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用を支援します。
- 支援額 一律10万円

対象

- 次のいずれかに該当する方
 - ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊のり災証明書の交付を受けた者
 - ② 長期避難世帯
 - ③ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用に対して、1世帯あたり1回に限り支援します。

注意事項

- 民間賃貸住宅入居費用支援事業との併給はできません。

必要書類

- ① 令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請兼実績報告書(公営住宅用)
- ② 町長が発行するり災証明書の写し
- ③ 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄が記載のもの)
- ④ 公営住宅の入居決定が確認できる書類(決定通知書や許可書など)の写し
- ⑤ 受取口座を確認できる書類(写し)
- ⑥ 申請者本人を確認できる書面等

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関すること

11 転居費用支援事業

復興住宅課
☎ 62-4704



内容

- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の住まいに住み替える場合の転居に要する費用を支援します。
- 支援額 一律10万円

対象

- 次のいずれかに該当する方
 - ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊のり災証明書の交付を受けた者
 - ② 長期避難世帯
 - ③ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

- (1) 賃貸型応急住宅や公営住宅(目的外使用)から建設型応急住宅への転居
- (2) 応急的な住まいから県内の恒久的な住まい(新築・購入・補修する住宅又は賃貸住宅もしくは公営住宅)への転居

必要書類

- ① 令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請兼実績報告書(転居用)
- ② 町長が発行する罹災証明書の写し
- ③ 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄が記載のもの)
- ④ 転居先への入居に関する契約書等の写し(賃貸借契約書、入居決定通知、自宅購入・修繕の契約書など)
- ⑤ 受取口座を確認できる書類(写し)
- ⑥ 申請者本人を確認できる書面等

① 住まいに関すること

12 住宅の建替え・修理の支援

県土木部建築住宅課
☎ 076-225-1463

内容

- 被災した住まいの再建(建替え・修理)に関する相談・受付窓口を設置しています。希望に応じて工事業者を手配します。

相談・受付窓口

石川県木造住宅協会・石川県建設業協会 事務局内
電話番号 / ☎ 0120-123-688 (フリーダイヤル)
受付時間 / 9:00~17:00 (土日・祝日除く)



申込用

<相談・受付窓口の内容>

住宅の建替え・修理(応急修理含む)の相談を受付します。

ご希望に応じて、協会が工事業者を手配します。

※電話またはホームページで受付します。

窓口では、お名前、住所、ご連絡先、ご自宅や宅地の被害状況等をお伺いします。

数日後に見積りに伺う工事業者を選定してご連絡いたします。

掛かり増し経費の補助

- 能登町以外の工事業者が応急修理を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用(掛かり増し経費)を、直接石川県が工事業者に補助します。

※応急修理に関する部分が補助の対象です。

※別途、住宅の応急修理の手続きが必要です。

掛かり増し経費
の補助対象

石川県木造住宅協会、石川県建設業協会の会員

住まいの再建に協力できる補助対象事業者は、いしかわ21世紀
住まいづくり協議会のホームページに掲載しています。



いしかわ21世紀
住まづくり協議会HP

◎見積調査(見積提示)

- ① 人件費 14,300円/人
- ② 燃料費 最大(片道) 4,800円
(※加賀市から能登町の場合)

◎修繕工事

- ① 人件費 14,300円/人
- ② 燃料費 最大(片道) 4,800円
(※加賀市から能登町の場合)
- ③ 宿泊費 9,800円/日

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関すること

13

災害復興住宅融資
(建設・購入・補修)

住宅金融支援機構
カスタマーセンター
☎ 0120-086-353



内容

- 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、能登町から「り災証明書」の交付を受けた方が、ご自宅を建設、購入又は補修する場合に受けられる融資です。
- 融資限度額 5,500万円（土地を取得しない場合4,500万円、補修の場合2,500万円）

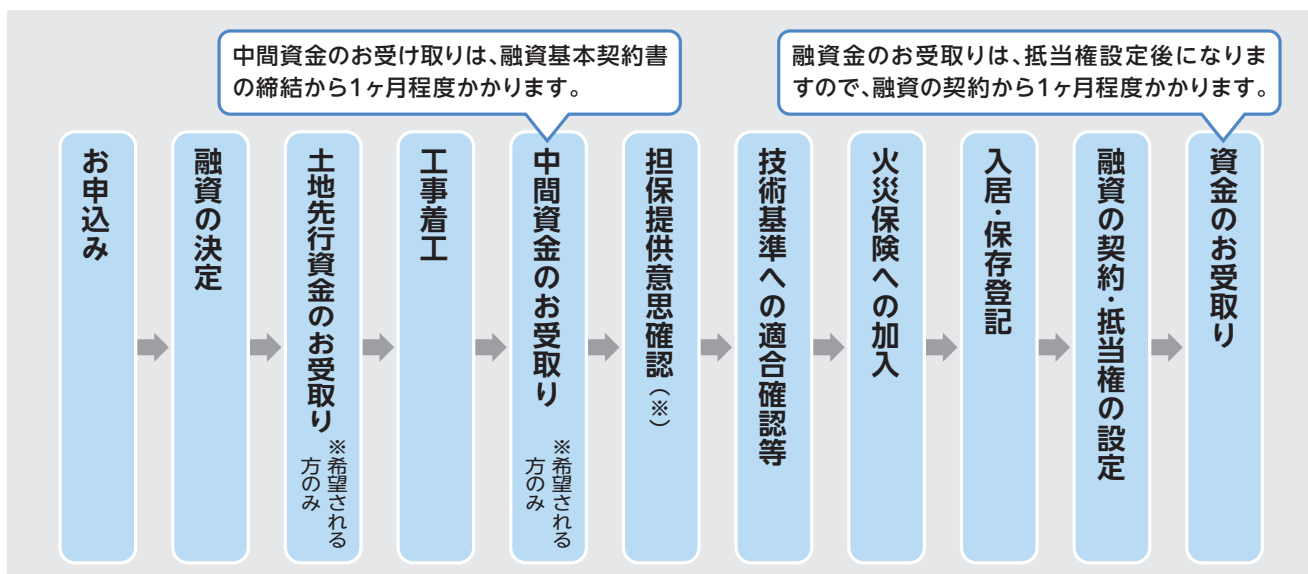
対象

- 次のすべてに該当する方
 - ① ご自分が居住するため又はり災した満60歳以上の親等が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方。
 - ② 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の「り災証明書」の交付を受けた方

※ 補修(被災された敷地に建替える場合を含む)の場合は、準半壊又は一部損壊等の方も対象になります。

※ 定期的な収入がある子・孫等と一緒に申し込む親子リレー返済という返済方法もあります。

手続きの流れ



(※) 担保提供者の方には、融資の契約時まで(土地先行資金をご利用いただく場合は土地先行資金のお受取時まで・土地先行資金をご利用いただかず、かつ、中間資金をご利用いただく場合は中間資金お受取時まで)に取扱金融機関にご来店いただき、抵当権設定に関する確認などをさせていただきます。


り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関すること

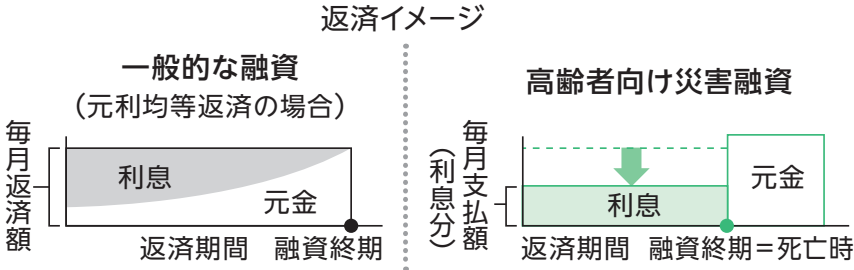
14 高齢者向け災害復興住宅融資
(建設・購入・補修)

住宅金融支援機構
カスタマーセンター
☎ 0120-086-353



内容

- 満60歳以上の方を対象とした住宅再建のための融資です(リバースモーゲージ型住宅ローン)。毎月のお支払は利息のみで、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済又は元金均等返済)と比べて月々のご負担を低く抑えられます。
- 借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方から手元金による支払、融資住宅及び土地の売却(※)等の方法により、一括してご返済いただきます。
※売却代金により返済いただいた場合は、債務が残ったときでも残った債務の返済は不要です。
- 融資限度額
 建設の場合:建物の建設費の60%+土地の評価額の60%
 購入の場合:土地・建物の購入価額の60%
 補修の場合:土地と建物の評価額の合計の60%



対象

- 次のすべてに該当する方
 - ① 満60歳以上の方
 - ② ご自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方。
 - ③ 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の「り災証明書」の交付を受けた方
 ※補修(被災された敷地に建替える場合を含む)の場合は、準半壊又は一部損壊等の方も対象になります。

手続きの流れ

- 前ページの災害復興住宅融資の「手続きの流れ」の「お申込み」の前に申込人(連帯債務者を含みます。)全員に機構職員によるカウンセリング相談を受けていただきます。

住宅金融支援機構(災害用LINE公式アカウント)融資に関する詳しい内容、最新金利、相談会情報等をご案内しています。

友だち追加はこちら →



り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震・豪雨

① 住まいに関すること

15 自宅再建利子助成事業

給付金コールセンター（利子助成専用）

☎ 076-225-1968

内容

- 住宅に一定の被害を受けた方等が、県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成します。

※石川県外に住宅を再建した場合は対象外となります。

●給付金額

借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額を交付決定後一括給付します。

（1世帯当たり1回限り、上限300万円）

対象

- 次の①～③のすべての項目に該当する方

※P28「地域福祉推進支援臨時特例給付金」の給付を受けている方は対象外。

① 次の4項のうち、いずれかに該当する方

- り災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた方
- 被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯の方
- 被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定されている方
- 応急仮設住宅等（みなし仮設住宅含む）に入居していた方

② 住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入（所得）額が、次の収入（所得）要件を満たす世帯の方

- 世帯全員の収入が給与収入のみの場合：世帯収入合計額600万円以内
- 世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合：世帯所得合計額440万円以内

※世帯員の中に23歳未満の被扶養者がいる場合は上記の収入（所得）の制限無し

※障がい者、高齢者等がいる世帯の場合は上記の収入（所得）から控除あり

③ 被災された本人、又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けていること

申請期限

- 令和9年1月31日まで

※再建先の住宅へ入居した後に申請

※応急仮設住宅等へ入居される方は退去手続き後に申請

① 住まいに関すること

16

石川県住宅再建支援事業
(二重ローン対策)石川県生活再建支援課
☎ 076-225-1962

内容

- 令和6年能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る利子相当額を支援します。
- 給付金額
最大50万円
※融資残高、利率と残返済期間に基づき元利均等返済の利子計算方法で算出します。

対象

- 次の①～④のすべての要件を満たす者。
 - ① お住まいだった住宅が被災し、発災以前から被災住宅に係る住宅ローンを有している
 - ② 県内での住宅再建のために300万円以上の新たな住宅ローンを契約
 - ③ 能登半島地震により被災した住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上
(新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点)
 - ④ 前年の収入が1,000万円以下の者(課税所得金額が805万円以下)

① 住まいに関すること

17 住宅金融支援機構融資の
返済方法の変更住宅金融支援機構
カスタマーセンター
☎ 0120-086-353

内容

- 被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む)に対し、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。
 - ① 返済金の払込みの猶予:被災の程度に応じて、1～3年間
 - ② 払込猶予期間中の金利の引下げ:被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ
 - ③ 返済期間の延長:被災の程度に応じて、1～3年間

※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、融資住宅等の復旧に要する自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくはご返済中の金融機関にご相談ください。

※地震で被災された方の申請期限は、令和8年12月31日までとなります。

対象

- 以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。
 - ① 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
 - ② お客さまご本人又はご家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
 - ③ 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方

① 住まいに関すること

18

住宅ローンの返済
(自然災害債務整理ガイドライン)金融庁・
北陸財務局

●令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により、各種ローン※の返済にお困りの方は、免除・減額の申し出ができる制度があります。

※住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、個人向け事業性ローンなど

(北陸財務局HP)「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご案内

https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/013/pagehr_cnt_20240208001.html

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理は、下記のようなメリットがあります。

メリット1

手続支援は無料

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。

メリット2

義援金等に加え財産の一部を手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借りに影響が及びません。

- 債務の免除・減額には、一定の要件を満たすことや、ローンの借入先の同意が必要です。
- 免除・減額の対象となり得るのは令和6年能登半島地震または奥能登豪雨発生以前に借り入れた債務に限られます。
- ガイドライン利用後に手元に残せる財産は、具体的には、被災状況、生活状況等の個別事情によります。まずは、借入金額が一番多い金融機関等にお問い合わせください。わからないことは、金沢弁護士会(☎076-221-0242)へのご相談も検討ください。

「自然災害ガイドライン」の利用による債務免除・減額のイメージ

住宅ローンの例

地震で自宅が中規模半壊となり、仮設住宅に入居。家計収入も減少し、住宅ローンの支払継続が困難になった。

【被災状況】自宅中規模半壊
【家計収入】(夫)変化なし、(妻)震災前10万円→震災後0円



ガイドライン利用前

資産	●預貯金350万円	●義援金・家財保険金150万円
	●土地・建物	
負債残高	●住宅ローン1300万円 ●消費者ローン50万円	

ガイドライン利用で

土地を残しつつ、土地評価額300万円相当を分割返済していくこととし、住宅ローン1000万円の免除を受けた。また、預貯金から消費者ローン50万円を一括弁済した。

資産	●預貯金300万円	●義援金・家財保険金150万円	●土地
負債残高	●住宅ローン300万円		

ガイドライン利用で債務を大幅にカットし、また、残した土地を使って、地元で生活を立て直す意欲が湧いてきました!



事業性ローンの例

飲食業を営んでいたが、地震で店舗が全壊。営業ができなくなったことから収入がなくなり、事業性ローンの返済が困難になった。

【被災状況】店舗全壊
【事業収入】震災前200万円→震災後0円



ガイドライン利用前

資産	●現金150万円	●預貯金500万円
	●義援金10万円	●自動車など
負債残高	●事業性ローン1000万円	

ガイドライン利用で

事業性ローン700万円の免除を受けて生活再建に必要なお金や自動車などを残しつつ、現金・預貯金から残債務を一括弁済した。

資産	●預貯金350万円	●義援金10万円
	●自動車など	
負債残高	●0円	

ガイドライン利用で債務を大幅にカットし、また、財産の一部を手元に残すことができ、生活再建の目途ができました!



左記のケースは、実例を基にアレンジしたものです。実際の債務整理の結果は、各債務者の具体的な状況等によって異なります。

① 住まいに関すること

19 能登町浄化槽等
災害復旧事業補助金建設水道課
☎ 62-4722

内容

- 地震・豪雨で被害を受けた個人設置型浄化槽(合併槽・単独槽)について修繕費用を補助します。

対象

- 対象区域は下水道および集落排水区域外の町内全域

【補助上限額】 10人槽まで 上限なし
11人槽以上 協議の上、補助金額を算定

※浄化槽修繕・設置にかかる配管や浄化槽撤去費を含みます。
※宅内配管については補助対象外です。
※個人で申請が難しい方は、業者による代理申請ができます。

① 住まいに関すること

20 母子父子寡婦福祉資金

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付を行います。

貸付限度額	200万円以内 (通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算)
-------	---------------------------------------

貸付利率	年1.0% (連帯保証人がいる場合は無利子)
------	------------------------

- 転居のために必要な経費の貸付を行います。

貸付限度額	26万円以内
-------	--------

貸付利率	年1.0% (連帯保証人がいる場合は無利子)
------	------------------------

対象

- 住宅が全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。

① 住まいに関すること

21 被災宅地等復旧支援事業

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 令和6年能登半島地震で被災した宅地・住宅の安全性を確保するため、所有者が実施する宅地の復旧に対して補助を行います。

● 補助金額

所有者等が対象工事の施工に要した額(以下、対象工事費)から50万円を控除した額の5/6
※上限958.3万円

● 交付の例

対象工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,000万円	1,200万円
個人負担額	50万円	58.4万円	75万円	125万円	208.4万円	241.7万円
交付額	0円	41.6万円	125万円	375万円	791.6万円	958.3万円

対象

● 対象者

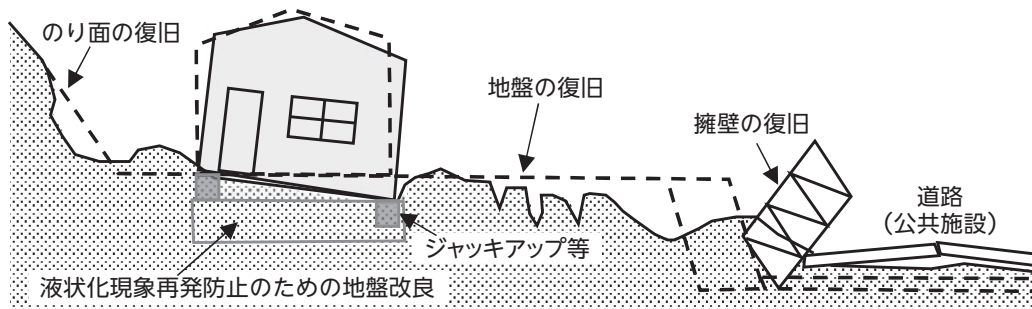
令和6年能登半島地震発生時に住宅用地として利用されていた土地の所有者等(管理者又は占有者は、所有者の承諾を得たもの)

● 対象宅地

- 戸建住宅 ● アパート ● 店舗や事務所の併用住宅(住宅部分が対象)
- ※対象外宅地 ● 倉庫 ● 納屋 ● 店舗 ● 事務所 ● 空き家 ● 工場 ● 社宅等

● 対象工事

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事)
- (3) 地盤の復旧工事(陥没への対応工事を含む)
- (4) 地盤改良工事(液状化が発生したと見られる区域において、液状化による再度災害を防止するために行う住宅建屋下の工事)
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事(住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事)



事前相談および申請

- 受付場所：能登町役場2階 復興住宅課

① 住まいに関すること

22 住宅耐震化促進事業

復興住宅課
☎ 62-4704



内容

- 被害を受けた住宅について地震による建築物の倒壊等の被害を軽減するため、住宅耐震化に要する費用(①耐震診断 ②耐震改修工事 ③建替え工事)の一部を支援します。

対象

●対象者

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅の所有者(所有する予定の者、所有者の親、配偶者又は子等を含む)又は居住者(居住する予定の者を含む。)

●対象住宅

次のいずれにも該当するもの

- (1) 町内に建つ住宅であること
- (2) 令和6年能登半島地震により被災しり災証明(一部損壊以上)が発行された住宅であること
- (3) 居住している住宅又は事業の完了後速やかに居住する住宅であること

●対象事業

①耐震診断……耐震診断に要する費用の4分の3に相当する額(限度額9万円)

②耐震改修工事…耐震工事に要する費用(限度額230万円)

※補強計画(設計)、工事管理等を含む

※耐震診断により評点が1.0未満と判断された住宅に対して、1.0以上とする補強工事が対象

③建替え工事……除却前の住宅の延べ面積に22.5千円を乗じた額(限度額230万円)

※設計、工事管理等を含む

※耐震診断による評価等が1.0未満と判断された住宅が対象、公費解体を実施した住宅を除く

※地震で被害を受けた住宅以外にも補助制度があります。

[注]傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっていますが、いずれかの補助を選択(両方の併用不可)

事前相談および申請

- 受付場所：能登町役場2階 復興住宅課

宅地の復旧、住宅の耐震化・傾斜修復等への支援【解説】

内容

●所有者が実施する被災宅地復旧や住宅の耐震化を支援する2つの制度があります。

宅地 (土地) 被災宅地等復旧支援事業

補助内容	擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、住宅の地盤改良、建物基礎の 傾斜修復 など								
補助額	<p>支援額：最大958.3万円 (支援対象工事費：上限1,200万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>町</td> <td>所有者</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※所有者への支援額は、応急修理などの少額工事相当額50万円(所有者負担)を控除した額に対して6分の5を乗じた額になります</p>	県	町	所有者	所有者	2/3	1/6	1/6	50万円
県	町	所有者	所有者						
2/3	1/6	1/6	50万円						

住宅 (建物) 住宅耐震化促進事業

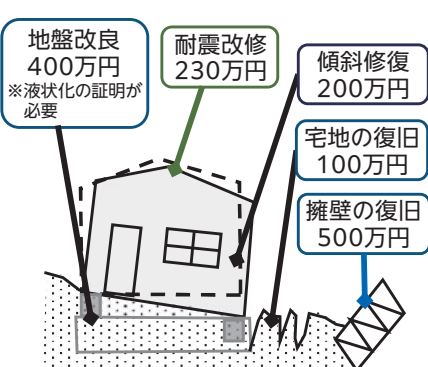
補助内容	地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、建物基礎の 傾斜修復						
補助額	<p>定額補助：最大230万円</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>70万円</td> <td>70万円</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>※耐震診断により耐震性がない住宅が対象 ●別に耐震診断(上限9万円)の補助有り</p>	国	県	町	70万円	70万円	90万円
国	県	町					
70万円	70万円	90万円					

[注]傾斜修復の場合は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっていますが、いずれかの制度を選択(両方の併用不可)することになります

宅地復旧・住宅の傾斜修復への支援のモデルケース

事例 1

宅地の復旧と住宅の耐震化を行う場合
(傾斜修復はいずれかの補助を選択可)

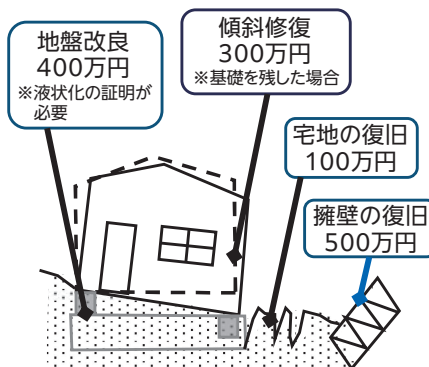


対象事業費：1,400万円の場合

補助額	宅地復旧：958.3万円
	耐震改修：230.0万円
	計：1,188.3万円

事例 2

住宅が全壊し、住宅再建とあわせて宅地復旧を行う場合
(耐震改修は実施しない)

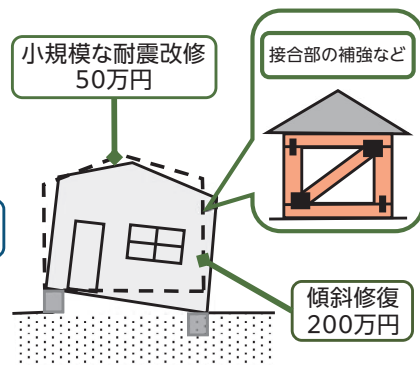


対象事業費：1,300万円の場合

補助額	宅地復旧：958.3万円
	—
	計：958.3万円

事例 3

小規模な耐震改修にあわせて傾斜修復を行う場合



対象事業費：250万円の場合

補助額	—
	耐震改修：230.0万円
	計：230.0万円

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震・豪雨

① 住まいに関すること

23

土砂災害特別警戒区域内の
被災住宅再建支援事業復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 土砂災害特別警戒区域内において、能登半島地震による住宅被害で再建(移転・建替)が必要となった方に対し、早期再建と負担軽減を図るため、住宅の移転に要する費用や現地建替えに要する費用の一部を支援します。
- 交付上限額
 - (1) 住宅移転費支援事業 300万円
 - (2) 住宅補強費支援事業 150万円(対象経費に1/2を乗じた額)

対象

- 対象者

以下の要件を全て満たす、地震による住宅被害で再建(移転・建替)が必要となった方

 - ・ 土砂災害特別警戒区域内に、区域指定前から居住している者
 - ・ 住宅が「半壊以上」の判定を受け、被災者生活再建支援制度の対象となった者
- 対象経費
 - (1) 住宅移転費支援事業: レッドゾーン(特別警戒区域)・イエローゾーン(警戒区域)以外への移転に要する費用
 - ① 住宅除却費(危険住宅の除却、動産の移転経費等)
 - ② 移転経費(建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費(1年間)等)
 - ③ 住宅建設・購入費等(住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費)
 ※要件: 被災住宅を除却し、移転先が石川県内であること
 - (2) 住宅補強費支援事業: レッドゾーン(特別警戒区域)での建替(部分建替を含む)時に必要な費用
 - ① 工事費用: 建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用
 - ② 設計費用: 住宅補強工事のための設計に要する費用
 ※要件: 移転が困難な被災者であること

事前相談および申請

- 受付場所: 能登町役場2階 復興住宅課

① 住まいに関すること

24 能登町墓石等復旧支援補助金

住民課
☎ 62-8510



内容

- 令和6年能登半島地震により多数の個人墓地等が被害を受けたことから、墓石等の補修、新規建立、又は墓石を移設して建立した費用の一部を補助いたします。

補助対象費用

- 能登町に建立する墓石、石板、門柱、羽目など墓石に付帯部分の補修費用や新規建立費
- 能登町内に墓石等移設し建立した費用
- 対象世帯
以下の①～③の条件を全て満たす世帯
 - ①令和6年1月1日時点において能登町に住民登録がされている世帯
 - ②一度も能登町墓石等復旧支援事業の補助金を受給していない世帯
 - ③世帯の全員が町税を滞納していない世帯

補助額

- 補助対象費用の2分の1の額(最大10万円)

必要書類

- ①補助対象費用が確認できる領収証書の写し(宛名は同一世帯員のみ可能)(必須)
- ②補修、新規建立した墓石等の位置図及び完成写真(必須)
- ③申請者の身分証明書の写し(必須)
- ④世帯員の納税証明書及び住民票(申請者の同意があれば省略できます)

申請

- 受付場所：能登町役場1階 住民課 (総合支所・支所では受付できません)
- 申請期限：令和11年3月30日(金)まで

※詳しくは能登町ホームページ「能登町墓石等復旧支援補助金の申請受付について」を参照してください。

注意事項

- 能登町以外に建立する墓石等の補修、新規建立は対象となりません。
- 申請回数は、1世帯につき1回までとなります。
- 同一の住宅に2世帯以上が居住している場合は、1世帯となり申請は1回までとなります。



2

生活資金に関すること

Living Funds

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震・豪雨

② 生活資金に関すること

1 被災者生活再建支援制度

復興推進課
☎ 62-8529



内容

- 居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。
- 支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。
 - ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
 - ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)

支援制度	り災証明書の判定			
	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊
基 礎 支 援 金	100万円	50万円	-	-
加 算 支 援 金	建設・購入	200万円	100万円	100万円
	補 修	100万円	50万円	50万円
	賃 貸 住 宅	50万円	25万円	25万円

※支援する支援金の上限は、合計300万円です。(全壊の場合)
 ※居住する住宅が、半壊以上または敷地に被害が生じたことで、止むを得ず住宅を全て解体した場合、また被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定された場合も、全壊と同様の支援が受給できます。

支援金を受給した後に、下記に該当する場合は再申請が必要です。

- 居住する住宅のり災証明書の判定が変更となった場合
- 半壊以上または敷地に被害が生じたことで、止むを得ず住宅を全て解体した場合(全壊同様)

↓

支援金の差額分を支給

※詳しくは、能登町ホームページ「被災者生活再建支援金のご案内」を参照してください。

申請

- 受付場所：能登町役場2階 復興推進課
- 申請期限
 - 【地震被害の申請】
 - 基礎支援金:令和8年7月31日(金)まで
 - 加算支援金:令和9年2月1日(月)まで
 - 【豪雨被害の申請】
 - 加算支援金:令和9年10月20日(水)まで

地震のみ

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

② 生活資金に関すること

2

地域福祉推進支援
臨時特例給付金

地域福祉推進支援臨時
特例給付金運営事務局
☎ 076-225-1956



内容

● 支援内容(1世帯につき)

支援内容		給付金額
住宅再建	建設・購入・補修	最大 200万円
	賃借	最大 100万円
家 財		50万円
自 動 車		50万円

※自動車給付金:地震前から所有している自家用車を、地震後に廃車(永久抹消)したことが証明できる場合に限りです。

※住宅再建給付金:6市町以外に住宅を再建した場合は対象外となります。

対象

住宅に半壊以上の被害が生じている世帯、もしくは被災者生活再建支援法に基づく敷地被害解体世帯や長期避難世帯のうち、次の①～⑧いずれかの要件を満たす世帯

※P16「石川県自宅再建利子助成事業」の給付を受けている方は対象外。

● 高齢者や障害者のいる世帯

- ① 申請日時点において、65歳以上の高齢者のいる世帯
- ② 障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯、または障害福祉サービスを利用している者がいる世帯

● 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯

- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯
(災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯を含む)
- ⑤ 令和6年能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した人がいる世帯
- ⑥ 一定のローン残高がある世帯
- ⑦ 住宅再建に係る資金の借入れが受けられない世帯
- ⑧ 家計急変世帯(令和6年能登半島地震の影響を受けて家計が急変し、④の世帯と同様の事情にあると認められる世帯)

申請

- 受付場所: 能登町役場2階 復興推進課内
9時00分～16時00分

② 生活資金に関すること

3

福祉資金
(住宅補償費・災害援護費)

能登町社会福祉協議会
☎ 72-2322



内容

- 住宅の補修費用や破損した家具・家電購入費用を貸付
- 貸付条件

資金種類	住宅補修費	災害援護費
貸付上限額	250万円	150万円
資金使途	住宅の補修・修理費用 (屋根・壁・窓ガラス等)	・破損故障した家具 ・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間 (返済を猶予する期間)	貸付の日から2年以内	
償還(返済)期間	据置期間終了後20年以内	
貸付利子	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
延滞利子	償還期限後の残元金に対し、年3.0%	
連帯保証人	原則必要。ただし連帯保証人なしでも申し込みは可	

対象

- ①令和6年能登半島地震により被災した方
 - ②低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかに該当する方
- ※各世帯ごとに所得制限がありますので、申し込みの際にご確認ください。
以上2つの要件を満たす方

② 生活資金に関すること

4 災害弔慰金・災害障害見舞金

危機管理室
☎ 62-8533

内容

- この度の災害により亡くなられた方のご遺族に弔慰金を支給します。津波や建物の倒壊などにより直接死亡していない場合でも、災害に起因すると判断されれば、いわゆる「災害関連死」として災害弔慰金が支給されます。また、重度の障害を受けた方に「災害障害見舞金」を支給します。

	支給対象	支給条件	
災害弔慰金	令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨により死亡された方の遺族 ※配偶者・子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(同居又は生計同一のみ)	(死亡された方が)生計維持者	500万円
		(死亡された方が)その他の方	250万円
災害見舞金	令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨により重度の障害を受けた方 (両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)	生計維持者	250万円
		その他の方	125万円

② 生活資金に関すること

5 石川県災害義援金(地震)

危機管理室
☎ 62-8533

配分対象・配分金額

被害区分		第一次配分	第二次配分	第三次配分	第四次配分	第五次配分	合計
人的	死者	20万円	80万円	80万円	-	80万円	260万円
	障害見舞金受給者	-	-	-	90万円	40万円	130万円
	重傷者	10万円	-	-	-	-	10万円
住家 ※非住家は対象外	全壊	20万円	80万円	80万円	-	80万円	260万円
	大規模半壊	15万円	60万円	60万円	-	60万円	195万円
	中規模半壊	10万円	40万円	40万円	-	40万円	130万円
	半壊	5万円	20万円	20万円	-	20万円	65万円
	準半壊	-	10万円	25万円	-	20万円	55万円
	一部損壊	-	3万円	7万円	-	6万円	16万円
6市町全住民		5万円	-	-	-	-	5万円

※人的被害および6市町全住民は1人あたり、住家被害は1世帯あたりの金額です。

申請方法

● 窓口での申請

能登町役場3階 総務課

※総合支所・支所でも申請受け付けております。

● 郵送での申請

申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

※申請書は役場窓口に備え付けております。

● インターネットでの申請

右の申込フォームから申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。該当しない場合は窓口での申請をお願いいたします。

申込フォーム
(地震)➔

必要書類

- 罹災証明書の写し(地震のもの)
- 通帳、キャッシュカードの写し
- 印鑑(代理申請の場合)

該当する
方のみ➔

世帯主名義の水道、電気等の料金明細・家屋の賃貸契約書等
 ※被害を受けた住家に住民登録がない方
 6市町全住民5万円の場合、給付対象者全員の身分証明書の写し

「人的被害・住家被害」の申請と「6市町全住民5万円」の申請は別です。

該当する方は必ず両方の申請をお願いいたします。

※既に申請をされている方は、新たな申請は不要です。

② 生活資金に関すること

6 能登町被災者応援給付金・
能登町災害義援金(地震)危機管理室
☎ 62-8533

内容

●能登町被災者応援給付金(地震)

町民のみなさまに 1人あたり **3万円** の給付金を支給します。

●配分方法

「6市町全住民一律5万円(義援金特別給付分)」に指定した口座と同じ口座へ振込みます。

新たな申請は不要です。義援金特別給付分が振り込まれた方から、順次お振込みいたします。

●能登町災害義援金(地震)

町民のみなさまに 1人あたり **3万円** の義援金を支給します。全国から当町に寄せられた**義援金6億8,068万4,794円(令和7年12月末時点)**を町民のみなさまに配分いたします。

●配分対象

令和6年能登半島地震災害により、被害を受けられた全町民

※原則として、令和6年1月1日の基準日に住民基本台帳に記録されている方

●配分方法

「6市町全住民一律5万円(義援金特別給付分)」に指定した口座と同じ口座へ振込みます。

新たな申請は不要です。義援金特別給付分が振り込まれた方から、順次お振込みいたします。

② 生活資金に関すること

7 石川県災害義援金(豪雨)・
能登町災害義援金(豪雨)

危機管理室
☎ 62-8533



配分対象・配分金額

被害区分		石川県		能登町	合計	
		第一次配分	第二次配分	第一次配分		
人的	死者	180万円	80万円	50万円	310万円	
	障害見舞金受給者	90万円	40万円	25万円	155万円	
	重傷者	10万円	-	10万円	20万円	
住家 ※非住家は対象外	全壊	180万円	80万円	50万円	310万円	
	大規模半壊	135万円	60万円	35万円	230万円	
	中規模半壊	90万円	40万円	25万円	155万円	
	半壊	45万円	20万円	15万円	80万円	
	準半壊	35万円	20万円	10万円	65万円	
	一部 損壊	床上浸水	10万円	6万円	10万円	26万円
		床下浸水・その他	5万円	3万円	5万円	13万円

※人的被害は1人あたり、住家被害は1世帯あたりの金額です。

申請方法

●窓口での申請

能登町役場3階 総務課

※総合支所・支所でも申請受け付けております。

●郵送での申請

申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

※申請書は役場窓口に備え付けております。

●インターネットでの申請

右の申込フォームから申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。該当しない場合は窓口での申請をお願いいたします。

申込フォーム
(豪雨) →



必要書類

- り災証明書の写し(豪雨のもの)
- 通帳、キャッシュカードの写し
- 印鑑(代理申請の場合)

該当する
方のみ →

世帯主名義の水道、電気等の料金明細・家屋の賃貸契約書等
※被害を受けた住家に住民登録がない方

※既に申請をされている方は、新たな申請は不要です。

② 生活資金に関すること

8 母子父子寡婦福祉資金

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行うものです。
- 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に、償還金の支払猶予などの特別措置を行います。

対象

- **母子福祉資金**(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
 - ① 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)
 - ② 母子・父子福祉団体(法人)
 - ③ 父母のいない児童(20歳未満)
- **父子福祉資金**(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
 - ① 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方)
 - ② 母子・父子福祉団体(法人)
 - ③ 父母のいない児童(20歳未満)
- **寡婦福祉資金**(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
 - ① 寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
 - ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

② 生活資金に関すること

9 災害等遺児すこやか資金

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 交通災害等による遺児を養育する方に対し、一時金を支給するものです。
 - 遺児1人につき、5万円を支給します。
 - 留意事項(石川県内に居住する遺児と生計を一にする父母等)
 - 遺児…中学生以下のお子さんで、生計を一にする父若しくは母又は父及び母以外の扶養者を交通災害等で失った方
 - 交通災害等…地震や水害等の天災、交通事故、労働災害
- なお、申請期限が遺児となって1年以内となっておりますので、ご注意ください。

② 生活資金に関すること

10 生活保護

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。
- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。
- 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており(最低生活費)、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。なお、保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。

対象

- 資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。

② 生活資金に関すること

11 雇用保険の失業等給付

職業安定部職業対策課
☎ 076-265-4428

内容

- 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。
- 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。

対象

- 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。
- 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。

② 生活資金に関すること

12 国の教育ローン

株式会社日本政策金融公庫
教育ローンコールセンター
☎ 0570-008656

内容

- 入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。
- 貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要

※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。

※世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)があります。

② 生活資金に関すること

13 教育費負担軽減奨学金
(家計急変支援)県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1817

内容

- 被災により就労が困難となる等、従前得ていた収入を得ることができない場合に、高校等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の奨学金を給付します。
- 全日制高校:122,100～143,700円/年を月割して支給
- 通信制・専攻科:50,500円/年を月割りして支給
- 上記の他、制服を再度購入する必要がある場合:64,800円を支給

対象

- 被災により、住民税所得割が非課税(0円)相当に減少した世帯

② 生活資金に関すること

14 石川県育英資金の貸与型奨学金
(緊急採用)県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1816

内容

- 災害等により家計が急変した生徒・学生に対し、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
- 貸与額:公立高校 自宅通学 18,000円/月、自宅外通学 23,000円/月
:私立高校 自宅通学 30,000円/月、自宅外通学 35,000円/月 など

対象

- 災害等により世帯の家計の収入・支出が著しく急変した生徒・学生

② 生活資金に関すること

15 被災生徒通学費給付金

県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1816

内容

- 学校や通学路、自宅の損壊等により、通学の方法を変更された生徒に対して、定期券の購入費等の通学費を給付します。

対象

- 被災により、通学の方法を変更し新たに通学費が発生した生徒
(例1: 学校が損壊し、通学先が変更となった)
(例2: 自宅が損壊し、避難先から通学することになった)

お問い合わせ

- 町立学校については、町教育委員会
- 県立学校については、通学されている各学校

② 生活資金に関すること

16 大学生等を対象とする
奨学金の緊急採用等

独立行政法人 日本学生支援機構
(JASSO)
☎ 03-6743-6011

内容

- 災害等により家計が急変した学生・生徒に対する給付型奨学金・貸与型奨学金の採用、災害等により奨学金の返還が困難となった方への減額返還・返還期限の猶予、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生・生徒に対する支援金の支給を行います。

※ 申込期限は、家計急変事由の発生が通学前の場合は進学後3か月以内、進学後の場合は事由発生から12か月以内となっています。

※ 具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。

対象

- 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒



3

税金・減免・免除等に関すること

General Taxes

③ 税金・減免・免除等に関すること

1 町税の特例措置

税務課
☎ 62-8518

被災代替家屋
詳細



被災代替
償却資産
詳細



内容

- **被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例**
災害により、罹災証明書が半壊以上の家屋の所有者等が令和11年3月31日までに被災した家屋に代わる家屋を新たに取得した場合または改築した場合には、被災した家屋の床面積相当分について、翌年から4年度分に限り固定資産税・都市計画税を2分の1に減額されます。
- **被災代替償却資産に係る固定資産税の特例**
災害により、滅失または損壊した償却資産の所有者等が令和11年3月31日までに被災した償却資産に代わる償却資産を新たに取得または改良した場合には、その償却資産に係る固定資産税の課税標準額を翌年から4年度分に限り2分の1の額となります。

対象

- 今回の令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨で被害を受けた所有者等のうち、一定の要件を満たす方
※所有者とは令和6年1月1日時点の所有者をいいます。

③ 税金・減免・免除等に関すること

2 県税の減免措置等

県奥能登総合事務所
☎ 0768-26-2304

内容

- **税の減免**
災害により不動産に被害を受けた所有者が、滅失又は損壊した不動産と同一用途に供する不動産(代替不動産)を取得した場合に課税される不動産取得税について、申請により滅失又は損壊の程度に応じて減免を受けられる場合があります。
- **納税の猶予**
災害により被害を受け、一時的に納付すること
が困難と認められる場合は、被災納税者の県税について、申請により納税の猶予を受けることができます。
- **申告、納付などの期限の延長**
災害により被害を受け、県税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出などが期限までに来ない場合、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、申請により期限の延長が認められる場合があります。

対象

- 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方

③ 税金・減免・免除等に関すること

3 国税の減免措置等

輪島税務署
☎ 0768-22-2241

内容

奥能登2市2町に納税地を有する方については、令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に期限が到来する全ての申告・納付等の期限延長措置が講じられていましたが、令和7年10月31日に解除されました。

ただし、令和6年能登半島地震の影響により期日までに申告・納付等ができない場合には、以下の手続きを適用できる場合がありますので、最寄りの税務署にご相談ください。

● 申告・納付等の期限延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合は、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、延長措置を受けることができます。

● 納税の猶予

災害などにより被害を受けた場合は、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

● 所得税の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

対象

- ① 申告・納付等の期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められた方
- ② 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など一定の要件を満たす方
- ③ 雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方又は災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方
災害減免法に定める税金の軽減免除については、損失額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関すること

4 児童福祉施設(保育所・認定こども園を除く)に係る
入所者負担額の減免

内容

- 児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設(保育所を除く)の入所者負担額の減免が講じられることがあります。

お問い合わせ

- 能登北部保健福祉センター ☎ 0768-22-4149

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関すること

5 県立高等学校授業料等減免措置
県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1817

内容

- 保護者が災害により損害を受けた生徒に対して、授業料の減免、入学手数料及び入学検定手数料の免除をします。

対象

- 災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方。

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関すること

6 石川県育英資金返還猶予
県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1816

内容

- 災害等により奨学金の返還が困難となった場合、相当の期間、返還を猶予することができます。

対象

- 災害等によって返還が困難となった方

③ 税金・減免・免除等に関すること

7 私立高等学校授業料等減免措置

在籍する各学校

内容

- 災害等により家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料等の減額、免除を行います。

対象

- 各学校において、減免等を必要とすると認める方

③ 税金・減免・免除等に関すること

8 大学等授業料等減免措置

在籍する各学校
(授業料担当窓口)

内容

- 災害により、家計が急変するなどした学生・生徒を対象に、一部の学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において、入学検定料や入学金、授業料の減免等を行います。

※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。

対象

- 各学校において、減免等を必要とすると認める方

③ 税金・減免・免除等に関すること

9 ハロートレーニング
(公的職業訓練)ハローワーク能登
☎ 62-1242

内容

- 災害により離職した方が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。
- また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。

対象

- 災害により離職した方が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた方が対象です。

お問い合わせ

- 石川労働局 職業安定部 訓練課

③ 税金・減免・免除等に関すること

10 文化財補助金事業

真脇遺跡縄文館
☎ 62-4800教育委員会事務局
☎ 62-8537

内容

- 被害を受けた国指定文化財、県指定文化財、町指定文化財の復旧に関する補助

対象

- 被害を受けた国指定文化財、県指定等文化財、町指定文化財の所有者



4 事業者関係

Business Operators

中小企業・小規模事業者の相談窓口

内容

- 被災事業者の事業継続に向けた経営相談、施設復旧・資金繰り・雇用維持等に関する支援策の活用など様々な相談にワンストップで対応します。

お問い合わせ

- 金沢事業者支援センター ☎ 0120-867-100
受付時間 10:00 ~ 17:00 (土日祝を除く)
- 能登事業者支援センター ☎ 0120-262-380
受付時間 10:00 ~ 17:00 (土日祝を除く)

以下の支援機関においても相談を受け付けています。

- 石川県産業創出支援機構 ☎ 076-267-1244
- 石川県よろず支援拠点 ☎ 076-267-6711
- 石川県商工会連合会 ☎ 076-268-7300
- 石川県商工会議所連合会 ☎ 076-263-1151
- 石川県信用保証協会 ☎ 076-222-1550
- 石川県商工労働部経営支援課 ☎ 076-225-1525

※各商工会、商工会議所などでも相談を受け付けています。

地震のみ

④ 事業者関係

1 小規模事業者持続化補助金〈災害支援枠〉 ※申請期間についてはお問い合わせください。



内容

- 令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、「被災区域」を対象とする本補助事業を実施し、商工会等の国が指定する支援機関の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。
- 補助上限 200万円(自社の事業用資産に破損等の直接的な被害を受けた場合)
100万円(令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合)
- 補助率 3分の2 (一定の要件を満たす場合、定額)

対象

- 補助対象者: 令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者
- 補助対象経費: 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

お問い合わせ

- 商工会管内の事業者 石川県商工会連合会 ☎ 076-268-7300
- 能登町商工会 ☎ 0768-62-0181

地震のみ

④ 事業者関係

1-1 石川県小規模事業者事業継続支援補助金



内容

- 国の「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」に県が最大で100万円上乗せ補助を行います。
- 補助上限 100万円 ● 補助率 3分の2

内容

- 補助対象者: 補助対象経費が300万円以上で国の小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)の交付決定を受け、補助金の受取が完了した石川県内に事業所を有する小規模事業者
- 補助対象経費: 国補助金の補助対象経費から国補助金の交付決定額を差し引いた額

お問い合わせ

- 小規模事業者事業継続支援補助金事務局 ☎ 0120-110-464

④ 事業者関係

1-2

能登町小規模事業者
持続化補助金ふるさと振興課
☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者が「小規模事業者持続化補助金〈災害支援枠〉」の交付を受けた場合に町が独自で上乘せ支援を行います。
- 補助上限 100万円
- 補助率 3分の2

対象

- 補助対象者: 国が実施する小規模事業者持続化補助金の交付を受けた事業者
- 補助対象経費: 国および県補助金の補助対象経費から、国および県補助金の(確定額)を差し引いた額

地震・豪雨

④ 事業者関係

2

石川県中小企業者持続化補助金〈災害支援枠〉
※申請期間についてはお問い合わせください。

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、「被災区域」を対象とする本補助事業を実施し、商工会等の国が指定する支援機関の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。
- 補助上限 200万円(自社の事業用資産に破損等の直接的な被害を受けた場合)
100万円(令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合)
- 補助率 2分の1 (一定の要件を満たす場合、定額)

対象

- 補助対象者: 石川県内に本社又は主たる事業場を有する中小企業者
※小規模事業者は補助対象外(国の「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」をご活用ください)
- 補助対象経費: 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

お問い合わせ

- (公財)石川県産業創出支援機構 ☎ 076-267-5551

④ 事業者関係

2-1 能登町中小企業者持続化補助金

ふるさと振興課
☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた事業者が「中小企業者持続化補助金〈災害支援枠〉」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 100万円 ● 補助率 3分の2

対象

- 補助対象者: 石川県中小企業者持続化補助金(災害支援枠)の交付を受けた事業者
- 補助対象経費: 県補助金の補助対象経費から県補助金の(確定額)を差し引いた額

④ 事業者関係

3 石川県なりわい
再建支援補助金能登事業者支援センター
☎ 0120-262-380能登町商工会
☎ 0768-62-0181

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助します。
- 補助上限 15億円 ● 補助率 4分の3(中堅企業等は、2分の1)



対象

- 補助対象者: 令和6年能登半島地震の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
- 補助対象経費: 工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

④ 事業者関係

3-1 能登町なりわい再建支援補助金

ふるさと振興課
☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた事業者が「石川県なりわい再建支援補助金」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 300万円 ● 補助率 5分の3

対象

- 補助対象者: 石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者
- 補助対象経費: 県補助金の補助対象経費から県補助金の(確定額)を差し引いた額

④ 事業者関係

4 石川県営業再開支援補助金

営業再開支援補助金事務局

☎ 0120-046-768



内容

- 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨により被害を受けた事業者が行う営業再開の取組を支援します。
- 補助上限 300万円
- 補助率 (小規模事業者)3分の2、(中小企業者)2分の1

対象

- 補助対象者: (1)石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であること
(2)市町による被害判定が「半壊以上」であること
(3)地元等での事業再建計画を策定すること
- 補助対象経費: 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費
 - 仮店舗用のコンテナハウス、トレーラーハウスの購入費
 - 仮作業場・仮車庫の整備費
 - 簡易な仮作業施設の建築費
 - キッチンカー用の車両の購入費 等

④ 事業者関係

4-1 能登町営業再開支援補助金

ふるさと振興課

☎ 62-8526



内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた事業者が「石川県営業再開支援補助金」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 (小規模事業者)100万円、(中小企業者)50万円
- 補助率 (小規模事業者)3分の2、(中小企業者)2分の1

対象

- 補助対象者: 石川県が実施する営業再開支援補助金(県補助金)の交付を受けた事業者
- 補助対象経費: 県補助金の補助対象経費から県補助金の(確定額)を差し引いた額

地震・豪雨

④ 事業者関係

5 石川県起業促進補助金

石川県商工労働部経営支援課
☎ 076-225-1525



内容

- 新たな起業・第二創業・第三者承継のいずれかにより、能登6市町へ新規参入する事業者を支援します。
- 補助上限 300万円
- 補助率 (新たな起業)3分の2、(その他)2分の1

対象

- 補助対象者：(1)能登町、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町に新規参入する事業者
(2)地元の商工会又は商工会議所に加盟すること
(3)災害に起因する地域課題の解決に資すること
(4)能登への新規参入の事業計画を策定すること

地震・豪雨

④ 事業者関係

5-1 能登町起業促進補助金

ふるさと振興課
☎ 62-8526



内容

- 新たな起業・第二創業・第三者承継のいずれかにより、能登町へ新規参入する事業者が「石川県起業促進補助金」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 100万円
- 補助率 3分の2

対象

- 補助対象者：石川県起業促進補助金の交付を受けた者
- 補助対象経費：県補助金の補助対象経費から県補助金の(確定額)を差し引いた額

④ 事業者関係

6

石川県チャレンジ支援
補助金石川県商工労働部経営支援課
☎ 076-225-1525

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により経営環境が変化した事業者の新たな業種・事業・市場のいずれかへの挑戦を支援します。
- 補助上限 300万円
- 補助率 (小規模事業者)3分の2、(中小企業者)2分の1

対象

- 補助対象者: (1)能登町、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町に事務所を有する事業者
(2)新たな業種、事業、市場のいずれかに挑戦すること
(3)能登事業者支援センター等の支援を受けていること
(4)能登での事業継続のための事業計画を策定すること

④ 事業者関係

6-1

能登町チャレンジ支援補助金

ふるさと振興課
☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により経営環境が変化した事業者が「石川県チャレンジ支援補助金」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 100万円
- 補助率 3分の2

対象

- 補助対象者: 石川県チャレンジ支援補助金の交付を受けた者
- 補助対象経費: 県補助金の対象経費から県補助金の(確定額)を差し引いた額



5

各種相談

Consultation Services

⑤ 各種相談

専門家による無料合同相談会のお知らせ

復興推進課
☎ 62-8529



内容

- 能登町では月に1回程度定期的に相談会を開催しております。住まいの再建、生活の再建などに関するお困りごとについて相談できます。
相談会によっては、対応できない可能性もありますので事前に相談できる専門家を確認してお越しください。相談費用は無料です。予約も必要ありません。お気軽にお越しください。

お問い合わせ

- 能登町ホームページ・LINE・広報のと・有線テレビ等でお知らせしますのでご確認ください。
- 最新の相談会は町ホームページをご覧ください。

⑤ 各種相談

1 いしかわ被災者支援センター



内容

- 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被災し、賃貸型応急住宅に広域避難されている方のうち、自力での生活再建や住まいの確保に課題を抱える世帯を対象に、生活再建に向けた伴走支援を行う「生活再建支援アドバイザー」が相談に応じます。

お問い合わせ

- 開設時間 9時～18時（日曜日・祝日を除く）
- 来所相談 〒920-0025 金沢市駅西本町2丁目12番28号 セシボン駅西18 1階B号室
- 電話相談 ☎ 076-204-6440
- メール相談 専用サイトのフォームからご相談ください。
<https://onefamily-sendai.jp/saiken.html>

⑤ 各種相談

2 金沢弁護士会による無料電話相談（復興支援ダイヤル）

内容

- 実施時間：平日10時～16時
（12時～13時除く）

お問い合わせ

- ☎ 080-8995-9483
（担当弁護士から折り返し電話、相談料無料）

⑤ 各種相談

3 石川県司法書士会による無料電話相談

内容

- 空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費問題、給与未払い等
- 実施時間：平日10時～16時

お問い合わせ

- ☎ 076-292-8133 （相談料無料）

⑤ 各種相談

4 人権相談(法務局)



内容

- 差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

お問い合わせ

- **みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです】**
☎ 0570-003-110 (全国共通・ナビダイヤル)
- **こどもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です】**
☎ 0120-007-110 (全国共通・フリーダイヤル)
- **女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です】**
☎ 0570-070-810 (全国共通・ナビダイヤル)
- **インターネット人権相談受付窓口**
<http://www.jinken.go.jp/> (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)
- **外国語人権相談ダイヤル (Foreign language Human Rights Hotline)**
☎ 0570-090-911 (全国共通・ナビダイヤル)

⑤ 各種相談

5 いしかわ性暴力被害者支援センター
「パープルサポートいしかわ」

内容

- 性暴力被害に関する相談 (電話相談・面接相談・メール相談)

お問い合わせ

【相談時間】 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

※ただし、緊急医療などの緊急を要するご相談は24時間365日対応

【電話番号】 #8891

- NTTひかり電話からは ☎ 0120-889-177 へおかけください。
- 上記電話が繋がらない場合は ☎ 076-223-8955 へおかけください。
- 緊急の場合は電話相談をご利用ください。

【メール】 purplesupport.8955@pref.ishikawa.lg.jp

⑤ 各種相談

6 石川県配偶者暴力相談支援センター

内容

- DVに関する相談（電話相談・面接相談）

お問い合わせ

- 電話相談 【相談時間】 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
土日祝・年末年始 9:00～16:00
【電話番号】 076-221-8740
- 面接相談 【相談時間】 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
【電話番号】 #8008 または 076-223-8655

⑤ 各種相談

7 石川県女性相談支援センター

内容

- 女性が抱えている様々な悩みについての相談（電話相談・面接相談）

お問い合わせ

- 電話相談 【相談時間】 月～金 9:00～11:30、13:00～16:30（祝日・年末年始を除く）
【電話番号】 #8778 または 076-208-3304

⑤ 各種相談

8 児童に関する相談

内容

- 被災した児童への心のケア、孤児・遺児へのケアなどに関し、児童相談所の児童心理司等が相談に応じます。

お問い合わせ

- 七尾児童相談所 ☎ 0767-53-0811
【相談時間】 月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:45

⑤ 各種相談

9 外国人のための無料相談



内容

- 日本での生活で困っていること、家庭や職場でのトラブル、在留資格に関する事など情報提供及び相談を多言語で行っています。

● 生活相談

- 相談方法：対面、電話、メール

- 相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 9:15～17:00

- 対応言語：英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語（火・木）、インドネシア語（木）

のほか、翻訳機を介して31言語に対応

● 専門家相談

- 相談方法：対面、オンライン

- 相談時間：【行政書士】毎月第1木曜・第4木曜 13:00～14:00

【弁護士】毎月第3木曜 13:00～14:00

- 対応言語：英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、インドネシア語、ベトナム語ほか

- 申込方法：事前申込必要（電話またはメール、Googleフォームで申込み）

お問い合わせ

- 公益財団法人石川県国際交流協会

〒920-0853 金沢市本町1-5-3 リファーレ3階 ☎ 076-262-5932

E-Mail: kikaku3@ifie.or.jp

⑤ 各種相談

10 「からだ」と「こころ」の健康相談

内容

- 被災により、「持病が悪化しないか不安」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など体調や気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。
- 被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。

お問い合わせ

- 健康全般に関するご相談・石川県能登北部保健福祉センター …………… ☎ 0768-22-2012
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:45
- こころの健康に関するご相談 石川こころのケアセンター 相談ダイヤル ☎ 0120-333-247
支援者サポートダイヤル ☎ 0120-555-442
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00
- 能登町健康福祉課（健康全般・こころの健康などに関するご相談）
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15 …………… ☎ 62-8514

⑤ 各種相談

11 妊娠・出産・子育てに関する相談



内容

- 妊娠・出産・子育てにまつわることでお悩みを抱える方に対し、相談支援を行います。相談は無料です。

お問い合わせ

- いしかわ妊娠相談ダイヤル（※妊娠にまつわる相談）
【相談時間】
電話、メール：月曜日～土曜日 9:30～12:30
火曜日（夜間） 18:00～21:00 ※日曜、祝日、年末年始を除く
電話番号：076-238-8827 メール：preg-110@pref.ishikawa.lg.jp
SNS：「アカウント名」いしかわ妊娠相談 「LINE ID」@247cjbjr 年中無休 15:00～21:00
- 子育て・女性健康支援センター石川（※妊娠・出産・子育てにまつわる相談）
【相談時間】 月曜日～金曜日 10:00～15:00 …………… ☎ 080-3740-4512
- 能登町健康福祉課（母子手帳交付・乳児訪問・乳幼児健診・町外での子どもの予防接種など）
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15 …………… ☎ 62-8514

地震・豪雨

⑤ 各種相談

12 消費生活相談

内容

- 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に関する消費者トラブルの未然防止や解決支援のための相談を県消費生活支援センターの専用ダイヤルで受け付けています。

※なお地震関連以外のものは、消費者ホットライン(局番なし188)へ電話ください。

お問い合わせ

- 石川県消費生活支援センター 能登半島地震及び大雨関連消費者相談専用ダイヤル
 - 専用ダイヤル ☎ 076-255-2319
 - 受付時間 平 日 午前9時～午後5時
土曜日 午前9時～午後12時30分

地震・豪雨

⑤ 各種相談

13 被災ペット相談

内容

- 今回の令和6年能登半島地震により被災された方のペットに関する相談窓口を設け、ご相談を受け付けています。ペットの飼い主でお困りの方、お困りの飼い主が周りにいらっしゃる場合はお問い合わせください。

支援内容

- ① 仮設住宅等でのペットの飼い方に悩んでいる
- ② 迷子になったペットが見つからない
- ③ ペットを飼い続けることが難しい 等

お問い合わせ

- ペットの迷子や保護等に関すること
⇒いしかわ動物愛護センター能登北部担当 ☎ 0768-22-2028

⑤ 各種相談

14 いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）

内容

● いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）は、石川県で就職・転職したい方の様々なニーズに応えるためのワンストップのサポートセンターです。専門のスタッフが仕事探しのお手伝いをするほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細かなアドバイスを行います。

● 利用できる方

県内での就職・転職を希望する方（若者・女性・社会人など）

お問い合わせ

<学生や35歳未満の若者>

● ジョブカフェ石川 ☎ 076-235-4513

<再就職を希望する女性の方>

● 女性ジョブサポート石川 ☎ 076-231-3149

<在職者・転職希望の方>

● UIターンサポート石川 ☎ 076-235-4540

⑤ 各種相談

15 労働相談

内容

- 石川県職業能力開発プラザでは労働問題一般についての相談を行っています。
- 労働者、事業主の皆さんからの相談に専門の相談員が公正中立な立場で、アドバイスします。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。

お問い合わせ

● 石川県職業能力開発プラザ ☎ 076-261-1400

⑥ その他

1 ボランティアの依頼

内容

- 高齢の方や障害のある方などで、能登町内での引越しや家財の移動などでお困りの方はご相談ください。

依頼方法

- 能登町社会福祉協議会
- 受付時間 平日 9時～17時 ☎ 0768-72-2332

ご利用にあたっての諸注意

- 専門的技術を要することや危険を伴う作業などご要望に応えられない場合があります。
- ボランティアの参加人数や天候によっては、ご要望に応えられない場合があります。

⑥ その他

2 インターネットによる被災者支援情報の発信

能登町



↑
ホームページ



↑
LINE

友達追加したら、必ず受信設定をしてください
友達登録後、トーク画面に表示される

アンケートを開始する を押す



受信希望を回答する を押す



受信希望の設定をしてください。
(今後、町からの情報が届きます)

石川県



↑
ホームページ



↑
LINE



↑
X



↑
Instagram

石川県庁における電話相談窓口一覧

内容	窓口	電話番号	対応時間	
仮設住宅(民間賃貸含む)への入居、住宅再建に関する事	能登半島地震復旧・復興推進部 生活再建支援課	076-225-1962	9:00~17:45	
生活費などお金に関する事	健康福祉部厚生政策課	076-225-1478	9:00~17:45	
	石川県社会福祉協議会	076-208-3503		
医療に関する事	健康福祉部医療支援課	076-225-1431	9:00~17:45	
健康に関する事	健康福祉部健康推進課	076-225-1458	9:00~17:45	
子育て支援に関する事	健康福祉部少子化対策監室	076-225-1447	9:00~17:45	
高齢者福祉に関する事	健康福祉部長寿社会課	076-225-1487	9:00~17:45	
障害のある方の福祉に関する事	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426	9:00~17:45	
県税に関する事	総務部税務課	076-225-1271	9:00~17:45	
教育に関する事	教育委員会事務局学校指導課	076-225-1826	9:00~17:45	
事業者の支援に関する事 (補助金・融資・雇用維持等)	金沢事業者支援センター	0120-867-100	10:00~17:00	
	能登事業者支援センター	0120-262-380		
雇用・就労に関する事	いしかわ就職・定住 総合サポートセンター (ILAC)	076-235-4540	9:00~18:00 (月~土)	
農林漁業者の支援に関する事 ※農林総合事務所でも相談を受け付けています	農業	JAのと本店	0120-338-250	9:00~17:00
		七尾市役所本庁舎	0767-53-8005	
		志賀町役場本庁舎	0767-32-9221	
		石川県珠洲農林事務所	0120-338-760	
	林業	農林水産部森林管理課	076-225-1643	9:00~17:45
漁業	石川県漁業協同組合(本所)	076-268-1410	9:00~18:00	
消費者トラブルに関する事	消費生活支援センター	076-255-2319	(平日) 9:00~17:00 (土曜) 9:00~12:30	
多言語相談に関する事	石川県国際交流協会	076-262-5932	8:30~17:15	
性暴力・DV・女性の様々なお悩みに関する事	いしかわ性暴力被害者支援センター	#8891	8:30~17:15	
	石川県配偶者暴力相談支援センター	#8008	9:00~17:00	
	石川県女性相談支援センター	#8778	9:00~16:30	

住まいに関する事

生活資金に関する事

税金・減税・免除等に関する事

事業者関係

各種相談

その他

住まいの再建支援制度について

※各支援額は一例です。支援制度にはそれぞれ対象要件などがあります。

住まいに関すること

生活資金に関すること

税金・減税・免除等に関すること

事業者関係

各種相談

その他

り災証明書のり災区分	
住宅再建の方法	
被災者生活再建支援金(国)(※1)	
①基礎支援金	
②加算支援金	
地域福祉推進支援臨時特例給付金(県)	
①住宅再建支援(※2)【最大】	
②家財	
③自動車(※3)	
自宅再建利子助成事業(県)【最大】	
創生住まい再建支援金(修繕)【最大】	
義援金の配分(県)	
①全住民一律【一人当たり】	
②1～5次配分	
義援金の配分【一人当たり】	
被災者応援給付金【一人当たり】	
被災住宅の応急修理(※4)【最大】	
創生住まい支援金(建設・購入)【最大】	
子育て世帯住宅取得支援金(※6)【最大】	
合計(最大)	

全壊(半壊以上で解体した場合も含む)			
建設・購入	補修	賃貸	復興公営住宅
100万円	100万円	100万円	100万円
200万円	100万円	50万円	
200万円	200万円	100万円	
50万円	50万円	50万円	50万円
50万円	50万円	50万円	50万円
300万円	300万円		
	100万円		
5万円	5万円	5万円	5万円
260万円	260万円	260万円	260万円
3万円	3万円	3万円	3万円
3万円	3万円	3万円	3万円
	70.6万円		
300万円			
100万円			
1,271万円	941.6万円	621万円	471万円

り災証明書のり災区分	
住宅再建の方法	
被災者生活再建支援金(国)(※1)	
①基礎支援金	
②加算支援金	
地域福祉推進支援臨時特例給付金(県)	
①住宅再建支援(※2)【最大】	
②家財	
③自動車(※3)	
自宅再建利子助成事業(県)【最大】	
創生住まい再建支援金(修繕)【最大】	
義援金の配分(県)	
①全住民一律【一人当たり】	
②1～5次配分	
義援金の配分【一人当たり】	
被災者応援給付金【一人当たり】	
被災住宅の応急修理(※4)【最大】	
住宅復旧支援補助金	
創生住まい支援金(建設・購入)【最大】	
定住住宅助成金(※5)【最大】	
子育て世帯住宅取得支援金(※6)【最大】	
合計(最大)	

半壊		
建設・購入	補修	賃貸
100万円	50万円	25万円
200万円	200万円	100万円
50万円	50万円	50万円
50万円	50万円	50万円
300万円	300万円	
	100万円	
5万円	5万円	5万円
65万円	65万円	65万円
3万円	3万円	3万円
3万円	3万円	3万円
	70.6万円	
300万円		
100万円		
876万円	596.6万円	301万円

◎併用不可

(※1)1人世帯の場合は3/4の額を支給 (※2)能登北部6市町で再建した場合に限る (※3)被災した自動車を永久抹消(廃車)していること (※4)修理業者に直接支払

大規模半壊			中規模半壊			頁
建設・購入	補修	賃貸	建設・購入	補修	賃貸	
50万円	50万円	50万円				27
200万円	100万円	50万円	100万円	50万円	25万円	
200万円	200万円	100万円	200万円	200万円	100万円	28
50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	
50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	16
300万円	300万円		300万円	300万円		
	100万円			100万円		4
5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	31
195万円	195万円	195万円	130万円	130万円	130万円	
3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	32
3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
	70.6万円			70.6万円		3
300万円			300万円			6
100万円			100万円			
1,156万円	826.6万円	506万円	941万円	661.6万円	366万円	

準半壊			一部損壊			頁
建設・購入	補修	賃貸	建設・購入	補修	賃貸	
						27
						28
						16
						4
5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	31
55万円	55万円	55万円	16万円	16万円	16万円	
3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	32
3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
	34.3万円					3
	30万円			15万円		5
						6
300万円			300万円			7
100万円			100万円			
466万円	130.3万円	66万円	427万円	42万円	27万円	

(※5)助成金=対象費用×助成率10%。但し新築住宅:最大300万円、中古購入:最大200万円 (※6)同居家族に18歳未満がいる世帯

住まいの再建シミュレーション

全壊 (半壊以上で解体した場合も含む)

住まいに関すること

生活資金に関すること

税金・減税・免除等に関すること

事業者関係

各種相談

その他

支援制度		金額
義援金(県)	全住民一律 5万円/人	10万円
	住家 1~5次	260万円
義援金の配分(町)3万円/人		6万円
被災者応援給付金(町)3万円/人		6万円
被災住宅の応急修理		
被災者生活再建支援金(国)	基礎	100万円
	加算	200万円
臨時特例給付金	住宅再建	200万円
	家財	50万円
	自動車	
創生住まい再建支援金(修繕)		
創生住まい支援金(建設・購入)		300万円

全壊で新築する場合



もらえるお金 合計

1,132万円

自己資金

1,868万円

支援制度		金額
義援金(県)	全住民一律 5万円/人	10万円
	住家 1~5次	260万円
義援金の配分(町)3万円/人		6万円
被災者応援給付金(町)3万円/人		6万円
被災住宅の応急修理		
被災者生活再建支援金(国)	基礎	100万円
	加算	200万円
臨時特例給付金	住宅再建	200万円
	家財	50万円
	自動車	
創生住まい再建支援金(修繕)		
創生住まい支援金(建設・購入)		55万円

全壊で住宅を購入する場合



もらえるお金 合計

887万円

自己資金

0万円

支援制度		金額
義援金(県)	全住民一律 5万円/人	10万円
	住家 1~5次	260万円
義援金の配分(町)3万円/人		6万円
被災者応援給付金(町)3万円/人		6万円
被災住宅の応急修理		70.6万円
被災者生活再建支援金(国)	基礎	100万円
	加算	100万円
臨時特例給付金	住宅再建	200万円
	家財	50万円
	自動車	
創生住まい再建支援金(修繕)		100万円
創生住まい支援金(建設・購入)		

全壊で補修する場合



もらえるお金 合計

902.6万円

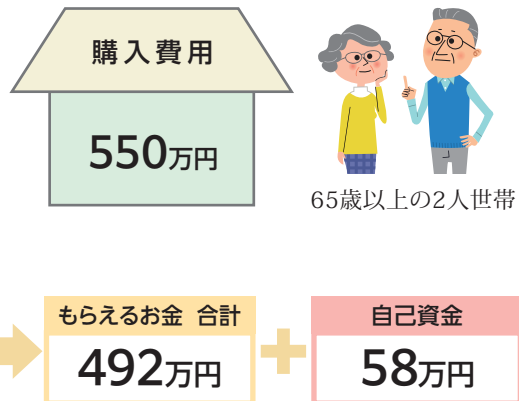
自己資金

97.4万円

半壊

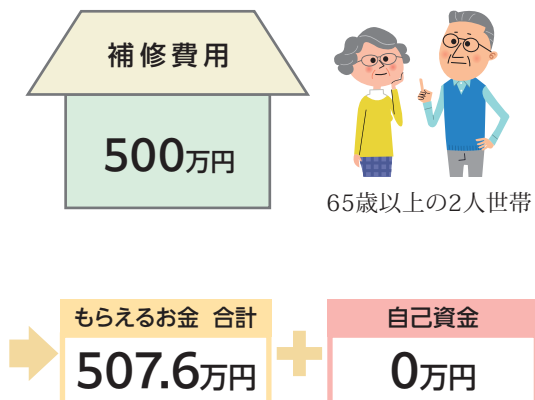
半壊で住宅を購入する場合

支援制度		金額
義援金(県)	全住民一律 5万円/人	10万円
	住家 1~5次	65万円
義援金の配分(町)3万円/人		6万円
被災者応援給付金(町)3万円/人		6万円
被災住宅の応急修理		
被災者生活再建支援金(国)	基礎	
	加算	100万円
臨時特例給付金	住宅再建	200万円
	家財	50万円
	自動車	
創生住まい再建支援金(修繕)		
創生住まい支援金(建設・購入)		55万円



半壊で補修する場合

支援制度		金額
義援金(県)	全住民一律 5万円/人	10万円
	住家 1~5次	65万円
義援金の配分(町)3万円/人		6万円
被災者応援給付金(町)3万円/人		6万円
被災住宅の応急修理		70.6万円
被災者生活再建支援金(国)	基礎	
	加算	50万円
臨時特例給付金	住宅再建	200万円
	家財	50万円
	自動車	
創生住まい再建支援金(修繕)		50万円
創生住まい支援金(建設・購入)		



他のり災区分及び再建方法別も掲載しています➡



全壊

(半壊以上で解体した場合も含む)

個人の状況によって使える制度が異なります

再建方法にかかわらず必ずもらえるお金です(要申請)

義援金 P31・32

住家被害の程度により支給される
住家 260万円
世帯人数×11万円

万円

被災者生活再建支援金 基礎支援金 P27

複数 100万円
単身 75万円

万円

臨時特例給付金

高齢者や経済的事業ある人等
家財 50万円 P28
廃車 50万円

万円

建設・購入

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 200万円
単身 150万円

万円

2 臨時特例給付金 P28 自宅再建 利子助成 P16

能登6市町で再建した高齢者等 県内で再建するための利子助成
最大 200万円 万円 最大 300万円
※併給不可

万円 万円

3 創生住まい支援金 P6

事前相談が必要

最大 300万円

万円

4 能登町子育て世帯 住宅取得支援金

同居家族に18歳未満がいる世帯

最大 100万円

万円

補修

1 応急修理 P3

日常生活に不可欠な部分を修理する制度

最大 70.6万円

万円

2 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 100万円
単身 75万円

万円

3 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 200万円

万円

4 創生住まい再建支援金

事前相談が必要

最大 100万円

万円

賃貸

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 50万円
単身 37.5万円

万円

2 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 100万円

万円

3 入居費用支援 P10・11

民間賃貸 20万円
公営住宅 10万円

万円

住宅 復興公営

転居費用支援 P12

※応急的な住まいから転居した場合利用できます。

転居費用 10万円

万円

合計金額 万円

再建方法によってもらえるお金が異なります(事前にご相談ください)

もらえるお金チェックシート

大規模 半壊

個人の状況によって
使える制度が異な
ります

再建方法にかかわらず必ずもらえるお金です(要申請)

義援金 P31・32

住家被害の程度により支給される

住 家 195万円
世帯人数×11万円

万円

被災者生活再建支援金 基礎支援金 P27

複数 50万円
単身 37.5万円

万円

臨時特例給付金

高齢者や経済的事情ある人等

家財 50万円 P28
廃車 50万円

万円

再建方法によってももらえるお金が異なります(事前にご相談ください)

建設・購入

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 200万円
単身 150万円

万円

2 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 200万円

万円

自宅再建 利子助成 P16

県内で再建するための利子助成

最大 300万円
※併給不可

万円

3 創生住まい支援金 P6

事前相談が必要

最大 300万円

万円

4 能登町子育て世帯 住宅取得支援金

同居家族に18歳未満がいる世帯

最大 100万円

万円

補修

1 応急修理 P3

日常生活に不可欠な部分を修理する
制度

最大 70.6万円

万円

2 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 100万円
単身 75万円

万円

3 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 200万円

万円

4 創生住まい再建支援金 P4

事前相談が必要

最大 100万円

万円

賃貸

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 50万円
単身 37.5万円

万円

2 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 100万円

万円

3 入居費用支援 P10・11

民間賃貸 20万円
公営住宅 10万円

万円

転居費用支援 P12

※応急的な住まいから転居した場合利用できます。

転居費用 10万円

万円

合計金額

万円

もらえるお金チェックシート

中規模 半壊

個人の状況によって
使える制度が異な
ります

再建方法にかかわらず必ずもらえるお金です(要申請)

義援金 P31・32

住家被害の程度により支給される

住 家 130万円
世帯人数×11万円

万円

臨時特例給付金

高齢者や経済的事情ある人等

家財 50万円
廃車 50万円

P28

万円

再建方法によってもらえるお金が異なります(事前にご相談ください)

建設・購入

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 100万円
単身 75万円

万円

2 臨時特例給付金 P28 自宅再建 利子助成 P16

能登6市町で再建した高齢者等 県内で再建するための利子助成

最大 200万円 万円 最大 300万円
※併給不可

3 創生住まい支援金 P6

事前相談が必要

最大 300万円

万円

4 能登町子育て世帯 住宅取得支援金

同居家族に18歳未満がいる世帯

最大 100万円

万円

補修

1 応急修理 P3

日常生活に不可欠な部分を修理する
制度

最大 70.6万円

万円

2 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 50万円
単身 37.5万円

万円

3 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 200万円

万円

4 創生住まい再建支援金

事前相談が必要

最大 100万円

万円

賃貸

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 25万円
単身 18.75万円

万円

2 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 100万円

万円

3 入居費用支援 P10・11

民間賃貸 20万円
公営住宅 10万円

万円

転居費用支援 P12

※応急的な住まいから転居した場合利用できます。

転居費用 10万円

万円

合計金額 万円

もらえるお金チェックシート

半壊

個人の状況によって
使える制度が異な
ります

再建方法にかかわらず必ずもらえるお金です(要申請)

義援金 P31・32

住家被害の程度により支給される

住家 65万円
世帯人数×11万円

万円

臨時特例給付金

高齢者や経済的事情ある人等

家財 50万円 P28
廃車 50万円

万円

再建方法によってももらえるお金が異なります(事前にご相談ください)

建設・購入

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 100万円
単身 75万円 万円

2 臨時特例給付金 P28 自宅再建利子助成 P16

能登6市町で再建した高齢者等 県内で再建するための利子助成
 最大 200万円 万円 最大 300万円
※併給不可

3 創生住まい支援金 P6

事前相談が必要

最大 300万円 万円

4 能登町子育て世帯住宅取得支援金

同居家族に18歳未満がいる世帯

最大 100万円 万円

補修

1 応急修理 P3

日常生活に不可欠な部分を修理する制度

最大 70.6万円 万円

2 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 50万円
単身 37.5万円 万円

3 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 200万円 万円

4 創生住まい再建支援金 P4

事前相談が必要

最大 100万円 万円

賃貸

1 被災者生活再建支援金 加算支援金 P27

複数 25万円
単身 18.75万円 万円

2 臨時特例給付金 P28

能登6市町で再建した高齢者等

最大 100万円 万円

3 入居費用支援 P10・11

民間賃貸 20万円
公営住宅 10万円 万円

転居費用支援 P12

※応急的な住まいから転居した場合利用できます。

転居費用 10万円 万円

合計金額

万円

もらえるお金チェックシート

準半壊

個人の状況によって
使える制度が異な
ります

再建方法にかかわらず必ずもらえるお金です(要申請)

義援金 P31・32

住家被害の程度により支給される

住 家 55万円

世帯人数×11万円

万円

再建方法によってもらえるお金が異なります(事前にご相談ください)

建設・購入

1 能登町 定住住宅助成金 P7

事前相談が必要

最大 300万円 万円

2 能登町子育て世帯 住宅取得支援金

同居家族に18歳未満がいる世帯

最大 100万円 万円

補修

1 応急修理 P3

日常生活に不可欠な部分を修理する
制度

最大 34.3万円 万円

2 能登町住宅復旧 支援補助金 P5

修繕・リフォーム費用を一部助成する

最大 30万円 万円

賃貸

1 入居費用支援 P10・11

民間賃貸 20万円
公営住宅 10万円 万円

転居費用支援 P12

転居費用 10万円 万円

合計金額 万円

※建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外
使用)入居者で供与期間内に退去した者

もらえるお金チェックシート

一部 損壊

個人の状況によって
使える制度が異な
ります

再建方法にかかわらず必ずもらえるお金です(要申請)

義援金 P31・32

住家被害の程度により支給される

住 家 16万円
世帯人数×11万円

万円

建設・購入

1 能登町 定住住宅助成金

P7

事前相談が必要

最大 300万円 万円

2 能登町子育て世帯 住宅取得支援金

同居家族に18歳未満がいる世帯

最大 100万円 万円

補修

1 能登町住宅復旧 支援補助金

P5

修繕・リフォーム費用を一部助成する

50万円以上の工事で
定額 15万円 万円

賃貸

1 入居費用支援

P10・11

民間賃貸 20万円
公営住宅 10万円 万円

転居費用支援

P12

転居費用 10万円 万円

合計金額

万円

※建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外
使用)入居者で供与期間内に退去した者

もらえるお金チェックシート

再建方法によってもらえるお金が異なります

ガイドブック電子版は
こちらから➡



生活再建に向けた支援ガイドブック

第3版

令和8年4月1日発行

編集・発行／能登町復興推進課

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

電話／復興推進課

0768-62-8529 (直通)

0768-62-8544 (生活再建相談コールセンター)

開庁時間／8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日および年末年始は除く)



のっとりん
(能登町イメージキャラクター)